

令01原機（科保）090
令和2年3月17日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所

原子炉施設保安規定の変更認可申請の補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、平成30年6月1日付け30原機（科保）034をもって申請（令和元年12月26日付け令01原機（科保）059をもって一部補正）した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請を別紙のとおり補正いたします。

原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更（補正）

平成30年6月1日付け30原機（科保）034をもって申請（令和元年12月26日付け令01原機（科保）059をもって一部補正）した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設保安規定の変更認可申請書を次のとおり補正する。

1. 補正の内容

補正の内容は以下のとおり。詳細を別添「新旧対照表」に示す。

- (1) 第3編 第20条 高減容処理技術課長及び放射性廃棄物管理第1課長が処理するために行う廃棄物パッケージ等の取出し及び運搬について、処理を行う処理設備の名称を追加する。
- (2) 第3編 第30条の2 保管廃棄施設・Lに保管廃棄している廃棄物パッケージ等の健全性確認について、容器内表面のさびの有無の確認及びさびを確認した場合の措置を追加する。
- (3) 記載の適正化を行う。

2. 補正の理由

- (1) 高減容処理技術課長及び放射性廃棄物管理第1課長が処理するために行う廃棄物パッケージ等の取出し及び運搬について、職務の範囲を明確化するため。
- (2) 保管廃棄施設・Lに保管廃棄している廃棄物パッケージ等の健全性確認の方法について、明確化するため。
- (3) 記載の適正化を図るため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日の翌日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第1編 総則

令和2年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表【第1編 総則】

変更前	変更後	備考
<p>第1編 総則</p> <p>目次（省略）</p> <p>第1章（省略）</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務</p> <p>第6条（省略） （職務）</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 （1）～（29）（省略） （30）高減容処理技術課長は、バックエンド技術部長が行う統括に関する庶務の業務、施設管理者として、第3編別表第1の3に掲げる廃棄物処理場本体施設の運転及び保守並びに区域管理者として、廃棄物処理場（解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟）の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、廃棄物処理場（解体分別保管棟の解体室及び減容処理棟）における放射性廃棄物の貯蔵及び処理に関する業務を行う。</p> <p>（31）放射性廃棄物管理第1課長は、施設管理者として、第3編別表第1に掲げる廃棄物処理場本体施設の運転及び保守並びに区域管理者として、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟を除く。）の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、放射性廃棄物の運搬、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟の解体室及び減容処理棟を除く。）における放射性廃棄物の貯蔵、処理及び保管廃棄並びに機器の汚染の除去に関する業務並びに放射能濃度確認対象物（昭和60年度から平成元年度にかけて行われたJRR-3の改造工事に伴って発生し、保管廃棄施設・NLに保管廃棄しているコンクリートに限る。）について、法第61条の2第2項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価に関する業務を行う。</p> <p>（32）～（37）（省略） 2～5（省略） 第8条～第10条（省略） 第2節（省略） 第3節（省略）</p> <p>第3章 品質保証 第17条～第22条の2（省略）</p>	<p>第1編 総則</p> <p>目次（変更なし）</p> <p>第1章（変更なし）</p> <p>第2章 保安管理体制 第1節 組織及び職務</p> <p>第6条（変更なし） （職務）</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は次のとおりとする。 （1）～（29）（変更なし） （30）高減容処理技術課長は、バックエンド技術部長が行う統括に関する庶務の業務、施設管理者として、第3編別表第1の3に掲げる廃棄物処理場本体施設の運転及び保守並びに区域管理者として、廃棄物処理場（解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟）の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、<u>放射性廃棄物の運搬（ただし、第3編第20条第2項に基づく放射性廃棄物の運搬に限る。）</u>並びに廃棄物処理場（解体分別保管棟の解体室及び減容処理棟）における放射性廃棄物の貯蔵及び処理に関する業務を行う。</p> <p>（31）放射性廃棄物管理第1課長は、施設管理者として、第3編別表第1に掲げる廃棄物処理場本体施設の運転及び保守並びに区域管理者として、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟（ただし、保管室を除く。）及び減容処理棟を除く。）の管理区域に係る放射線管理に関する業務を行う。また、<u>放射性廃棄物の運搬（ただし、前号の規定による運搬を除く。）</u>、廃棄物処理場（第2廃棄物処理棟、解体分別保管棟の解体室及び減容処理棟を除く。）における放射性廃棄物の貯蔵、処理及び保管廃棄並びに機器の汚染の除去に関する業務並びに放射能濃度確認対象物（昭和60年度から平成元年度にかけて行われたJRR-3の改造工事に伴って発生し、保管廃棄施設・NLに保管廃棄しているコンクリートに限る。）について、法第61条の2第2項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価に関する業務を行う。</p> <p>（32）～（37）（変更なし） 2～5（変更なし） 第8条～第10条（変更なし） 第2節（変更なし） 第3節（変更なし）</p> <p>第3章 品質保証 第17条～第22条の2（変更なし）</p>	<p>高減容処理技術課長の職務に、処理するために取り出した放射性廃棄物の運搬を追加 前号で高減容処理技術課長の職務に追加した事項を除外</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表【第1編 総則】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(予防処置)</p> <p>第23条 理事長は、予防処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定に関すること。</p> <p>(2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価に関すること。</p> <p>(3) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</p> <p>(4) 採った処置の結果の記録に関すること。</p> <p>(5) 予防処置において実施した活動のレビューに関すること。</p> <p>2 安全・核セキュリティ統括部長、所長及び部長は、所掌する保安活動の予防処置に関し、品質保証計画に基づき、起こり得る不適合が発生することを防止するために必要な処置を行わなければならない。</p> <p>3 安全・核セキュリティ統括部長は、第22条第4項の報告及び前条第4項の報告について、品質保証計画に基づき、機構内に必要な予防処置を行わなければならない。</p> <p>第24条～第26条の3 (省略)</p> <p>第4章～第10章 (省略)</p> <p>別表第1～別表第6 (省略)</p> <p>別図第1～別図第2 (省略)</p>	<p>(予防処置)</p> <p>第23条 理事長は、予防処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定に関すること。</p> <p>(2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価に関すること。</p> <p>(3) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</p> <p>(4) 採った処置の結果の記録に関すること。</p> <p>(5) 予防処置において実施した活動のレビューに関すること。</p> <p><u>(6) 他の組織から得られた原子炉の運転等に係る技術情報について、自らの施設の保安の向上にいかすための措置に関すること。</u></p> <p>2 安全・核セキュリティ統括部長、所長及び部長は、所掌する保安活動の予防処置に関し、品質保証計画に基づき、起こり得る不適合が発生することを防止するために必要な処置を行わなければならない。</p> <p>3 安全・核セキュリティ統括部長は、第22条第4項の報告及び前条第4項の報告について、品質保証計画に基づき、機構内に必要な予防処置を行わなければならない。</p> <p>第24条～第26条の3 (変更なし)</p> <p>第4章～第10章 (変更なし)</p> <p>別表第1～別表第6 (変更なし)</p> <p>別図第1～別図第2 (変更なし)</p>	<p>他の組織から得られた技術情報を自らの施設の保安の向上にいかすための措置を追加</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所原子炉施設保安規定
新旧対照表

第3編 廃棄物処理場の管理

令和2年3月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表【第3編 廃棄物処理場の管理】

変更前	変更後	備考
<p>第3編 廃棄物処理場の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条－第7条）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 放射性廃棄物の種類及び区分（第8条）</p> <p>第2節 引取り前の確認（第9条）</p> <p>第3節 運搬及び引取り（第10条）</p> <p>第4節 貯蔵（第11条）</p> <p>第5節 処理（第12条－第18条）</p> <p>第6節 保管廃棄（第19条－第20条の2）</p> <p>第7節 汚染除去（第21条－第22条）</p> <p>第8節 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価（第22条の2－第22条の6）</p> <p>第3章 保守管理（第23条－第30条）</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第31条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第32条）</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第33条）</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第34条）</p> <p>第5章 放射線管理（第35条－第37条）</p> <p>第6章 放射性廃棄物の受託処理に係る措置（第38条）</p> <p>第7章 記録及び保存（第39条）</p> <p>第1章（省略）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節～第5節（省略）</p> <p>第6節 保管廃棄</p> <p>第19条（省略）</p> <p>（廃棄物パッケージ等の取出し）</p> <p>第20条 高減容処理技術課長は、別表第9に掲げる保管廃棄施設に保管廃棄されている廃棄物パッケージ等を解体分別保管棟の解体室又は減容処理棟において処理しようとするときは、<u>廃棄物パッケージ等の種類及び数量を明らかにして保管廃棄施設からの取り出しを放射性廃棄物管理第1課長に依頼しなければならない。</u></p> <p>2 <u>放射性廃棄物管理第1課長は、前項の依頼を受けたときは、依頼された廃棄物パッケージ等について、取り出すことが可能であることを確認しなければならない。</u></p>	<p>第3編 廃棄物処理場の管理</p> <p>目次</p> <p>第1章 通則（第1条－第7条）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節 放射性廃棄物の種類及び区分（第8条）</p> <p>第2節 引取り前の確認（第9条）</p> <p>第3節 運搬及び引取り（第10条）</p> <p>第4節 貯蔵（第11条）</p> <p>第5節 処理（第12条－第18条）</p> <p>第6節 保管廃棄（第19条－第20条の2）</p> <p>第7節 汚染除去（第21条－第22条）</p> <p>第8節 放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価（第22条の2－第22条の6）</p> <p>第3章 保守管理（第23条－第30条の2）</p> <p>第4章 異常時の措置</p> <p>第1節 警報装置が作動した場合の措置（第31条）</p> <p>第2節 点検等において異常を認めた場合の措置（第32条）</p> <p>第3節 勤務時間外に異常が発生した場合の措置（第33条）</p> <p>第4節 非常事態又は非常事態に発展するおそれのある場合の措置（第34条）</p> <p>第5章 放射線管理（第35条－第37条）</p> <p>第6章 放射性廃棄物の受託処理に係る措置（第38条）</p> <p>第7章 記録及び保存（第39条）</p> <p>第1章（変更なし）</p> <p>第2章 運転管理</p> <p>第1節～第5節（変更なし）</p> <p>第6節 保管廃棄</p> <p>第19条（変更なし）</p> <p>（廃棄物パッケージ等の取出し）</p> <p>第20条 高減容処理技術課長は、別表第9に掲げる保管廃棄施設に保管廃棄されている廃棄物パッケージ等を別表第7に掲げるところの解体分別保管棟の解体室又は減容処理棟の処理設備（<u>高圧圧縮装置、金属熔融設備、焼却・熔融設備及び前処理設備</u>）において処理するために取り出すときは、<u>事前に放射性廃棄物管理第1課長の承認を得なければならない。</u></p> <p>2 <u>高減容処理技術課長は、前項により取り出した廃棄物パッケージ等を周辺監視区域内において運搬するときは、第2編第49条第4項及び第10条第2項第1号の規定を準用する。</u></p>	<p>条文追加に伴う変更</p> <p>高減容処理技術課長が廃棄物パッケージ等の取出し及び運搬を行えるよう変更</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表【第3編 廃棄物処理場の管理】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>3 放射性廃棄物管理第1課長は、<u>取り出した廃棄物パッケージ等を、解体分別保管棟の解体室又は減容処理棟において高減容処理技術課長に引き渡すものとする。</u></p> <p>4 放射性廃棄物管理第1課長は、<u>解体分別保管棟の解体室又は減容処理棟において引き渡した廃棄物パッケージに含まれる廃棄物の発生場所の区分を、高減容処理技術課長に通知し、容器ごとに表示しなければならない。</u></p> <p>第20条の2～第22条（省略）</p> <p>第3章 保守管理 第23条～第30条（省略）</p>	<p>3 放射性廃棄物管理第1課長は、<u>別表第9に掲げる保管廃棄施設に保管廃棄されている廃棄物パッケージ等（可燃性廃棄物を保管廃棄したものに限る。）を、別表第7に掲げる焼却処理設備において処理するために取り出し、周辺監視区域内において運搬するときは、第2編第49条第4項及び第10条第2項第1号の規定に定めるところにより行わなければならない。</u> <u>(削る)</u></p> <p>第20条の2～第22条（変更なし）</p> <p>第3章 保守管理 第23条～第30条（変更なし） <u>(保管廃棄施設・Lに保管廃棄している廃棄物パッケージ等の健全性確認)</u></p> <p><u>第30条の2 放射性廃棄物管理第1課長及び高減容処理技術課長は、保管廃棄施設・Lに長期に保管廃棄している廃棄物パッケージ等について、容器の健全性を維持するための健全性確認を行う。</u></p> <p><u>2 健全性確認は、保管廃棄した後に健全性確認を行っていないピットの廃棄物パッケージ等（容器がドラム缶のものに限る。）を対象とし、別表第21の右欄に掲げる区分の考え方に応じて、同表の左欄に掲げる優先度区分A及び優先度区分Bに区分する。</u></p> <p><u>3 放射性廃棄物管理第1課長は、優先度区分Aのピットに保管廃棄している廃棄物パッケージ等の健全性確認を、次の各号に定めるところにより行わなければならない。</u> <u>(1) 健全性確認を行うピットの上部には、専用の保管体取出装置（以下「上屋」という。）を設置する。</u> <u>(2) ピットから廃棄物パッケージ等を取り出すときは、ピット内で容器の外観を確認し、必要に応じて、容器の破損、放射性廃棄物の漏出を防止するための措置を講じた上で取り出す。</u> <u>(3) ピットから廃棄物パッケージ等を取り出した後、上屋内で容器の点検を行い、さびの状況を確認する。</u> <u>(4) 容器の点検が終了した廃棄物パッケージ等は、解体分別保管棟の解体室又は減容処理棟へ運搬し、高減容処理技術課長に引き渡す。このとき、前号の点検において著しいさびが確認された容器は、当該容器をビニールで養生するか、又は運搬容器に収納した上で運搬する。</u></p> <p><u>4 高減容処理技術課長は、前項第4号により引き取った廃棄物パッケージ等の健全性確認を、次の各号に定めるところにより行わなければならない。</u> <u>(1) 容器の蓋を開け、湿潤な状態の放射性廃棄物の有無を確認する。</u> <u>(2) 前号で湿潤な状態の放射性廃棄物を確認したときは、当該放射性廃棄物を除去する。</u> <u>(3) 前項第3号の点検において、著しいさびが確認された容器は、放射性廃棄物を取り出して新しい容器へ詰め替えるか、又は容器ごと新しい容器へ収納する。</u> <u>(4) 前項第3号の点検において、軽微なさびが確認された容器又は健全な状態であることが確認された容器は、容器の蓋を開け、上部から容器内表面のさびの有無を確認する。</u></p>	<p>放射性廃棄物管理第1課長が処理するために行う廃棄物パッケージ等の取出し及び運搬を明確化</p> <p>保管廃棄施設・Lに保管廃棄している廃棄物パッケージ等の健全性確認に係る条文を追加</p>

原子力科学研究所原子炉施設保安規定 新旧対照表【第3編 廃棄物処理場の管理】

変更前	変更後	備考
<p>第4章 異常時の措置 第1節 (省略) 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置) 第32条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第13条の作業開始前の点検、第14条の作業中の点検、第15条の作業終了後の点検、第25条の巡視及び点検並びに第26条の地震後の点検の結果、放射性廃棄物管理第1課長は、第22条の汚染除去作業に係る点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。また、放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長は、その異常が特定施設に影響を及ぼすおそれの</p>	<p>(5) 前号の確認において、容器内表面にさびが確認された場合は、放射性廃棄物を取り出して新しい容器へ詰め替えるか、又は容器ごと新しい容器へ収納する。 (6) 前項第3号の点検において軽微なさびが確認された容器であって、第4号の確認において容器内表面にさびが確認されなかったものは、さびの除去、容器への塗装等により補修する。 (7) 前各号の措置により健全性確認が終了した廃棄物パッケージ等は、解体分別保管棟の解体室又は減容処理棟にて、放射性廃棄物管理第1課長に引き渡す。 5 放射性廃棄物管理第1課長は、優先度区分Bのピットに保管廃棄している廃棄物パッケージ等の健全性確認を、次の各号に定めるところにより行わなければならない。 (1) ピットから廃棄物パッケージ等を取り出すときは、ピット内で容器の外観を確認し、必要に応じて、容器の破損、放射性廃棄物の漏出を防止するための措置を講じた上で取り出す。 (2) ピットから廃棄物パッケージ等を取り出した後、ピット近傍で容器の点検を行い、さびの状況を確認する。 (3) 前号の点検において、軽微なさびが確認された容器は、さびの除去、容器への塗装等により補修する。 (4) 第2号の点検において、著しいさびが確認された容器は、容器ごと新しい容器へ収納する。 (5) 前各号の措置により健全性確認が終了した廃棄物パッケージ等は、第19条の規定により、保管廃棄する。 6 放射性廃棄物管理第1課長は、第3項第3号又は前項第2号の点検において容器が健全な状態であることが確認された廃棄物パッケージ等、第4項第6号又は前項第3号の補修を行った廃棄物パッケージ等を、倉庫式の保管廃棄施設である廃棄物保管棟・I、廃棄物保管棟・II又は解体分別保管棟に保管廃棄しなければならない。 7 放射性廃棄物管理第1課長は、健全性確認を行うときは、第3項第2号及び第5項第1号に定めるピットから廃棄物パッケージ等を取り出すときの措置を含む作業要領書を作成し、バックエンド技術部長の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。 8 バックエンド技術部長は、前項の承認をしようとするときは、原子炉主任技術者の同意を得なければならない。</p> <p>第4章 異常時の措置 第1節 (変更なし) 第2節 点検等において異常を認めた場合の措置 (巡視及び点検等において異常を認めた場合の措置) 第32条 放射性廃棄物管理第1課長、放射性廃棄物管理第2課長及び高減容処理技術課長は、第13条の作業開始前の点検、第14条の作業中の点検、第15条の作業終了後の点検、第25条の巡視及び点検並びに第26条の地震後の点検の結果、放射性廃棄物管理第1課長は、第22条の汚染除去作業に係る点検及び第30条の2の健全性確認における容器の点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、通常運転状態へ復旧させるための措置を講じなければならない。また、放射性廃棄物管理第1課長及び放射性廃棄物管理第2課長</p>	<p>健全性確認に係る記載の追加</p>

